

平成28年熊本地震被害対策漁業資金融通措置要項

第1 趣旨

この要項は、平成28年熊本地震被害（以下「本災害」という。）により、漁業収入の減少又は漁業生産施設等の損壊の被害を受けた漁業者に対し、収入減の補てん、経営再建又は、漁業生産施設等の復旧等に必要な平成28年熊本地震被害対策漁業資金（以下「平成28年熊本地震被害対策資金」という）の融通について必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要項において平成28年熊本地震被害対策資金とは、本災害による収入減の補てん、経営再建又は、漁業生産施設等の復旧等に必要な資金を、第3に掲げる者が借り入れる場合に、その金利負担を軽減するため、市町村が利子補給を行い、県がその経費の一部を助成する次の1から4に掲げる資金をいう。

- 1 平成28年熊本地震被害対策農林漁業セーフティネット資金（以下「地震被害対策セーフティネット資金」という。）
農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成19年3月30日18経営第7581号農林水産事務次官依命通知）に定める資金
- 2 平成28年熊本地震被害対策緊急資金（以下「地震被害対策緊急資金」という。）
第3に掲げる者に第4に掲げる融資機関が融通する資金
- 3 平成28年熊本地震被害対策漁業近代化資金（以下「地震被害対策近代化資金」という。）
漁業近代化資金融通法（昭和44年6月26日法律第52号）第2条第3項に定める資金。
- 4 平成28年熊本地震被害対策農林漁業施設資金（以下「地震被害対策施設資金」という。）
日本政策金融公庫法第11条第1項第1号に定める資金

第3 貸付対象者

- 1 平成28年熊本地震被害対策資金の貸付対象者は、次のいずれかの要件を満たす漁業者とする。
 - (1) 本災害による減収量が平年収量の30パーセント以上で、かつ、減収による損失額が平年漁業収入の10パーセント以上である、又は10パーセント以上となることが確実に見込まれる旨の市町村長の証明を受けていること。
 - (2) 農林漁業生産施設等の復旧等の事業に要する資金の借入を希望する場合は、本災害により当該施設等が農林漁業生産に支障を来す程度の被害を受けていること及び本災害対策として実施する事業である旨の市町村長の証明を受けていること。
- 2 地震被害対策近代化資金の貸付対象者は、熊本県漁業近代化資金融通措置要項第2の(1)から(5)及び(9)に掲げる者に限る。

第4 融資機関

平成28年熊本地震被害対策資金の融資機関は、次のとおりとする。

なお、1の(3)の融資機関の指定については、知事は指定を希望する銀行、信用金庫、信用協同組合(以下「銀行等」という。)から提出される融資機関指定申請書(別記第1号様式)を審査し、適当と認めたとときに行うものとし、その後知事は銀行等に融資機関指定通知書(別記第2号様式)を交付する。

また、2の融資機関については、県と漁業近代化資金に係る利子補給契約を締結した者に限る。

1 地震被害対策緊急資金

- (1) 漁業協同組合
- (2) 農林中央金庫
- (3) 知事が指定した銀行、信用金庫及び信用協同組合

2 地震被害対策近代化資金

- (1) 漁業協同組合
- (2) 農林中央金庫
- (3) 水産加工業協同組合

3 地震被害対策セーフティネット資金及び地震被害対策施設資金

- (1) 日本政策金融公庫及び同公庫の委託金融機関

第5 貸付条件

1 地震被害対策セーフティネット資金の貸付条件

- (1) 地震被害対策セーフティネット資金に係る貸付けの条件は、次の定めによるものとする。
日本政策金融公庫の貸付基準
- (2) 貸付利率は、次の基準に基づき別表1(1)に定めるものとする。
- (3) 償還方法
元金均等年賦償還とする。

2 地震被害対策緊急資金の貸付条件

地震被害対策緊急資金の貸付けの条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付対象者
漁業所得が総所得(法人にあっては、当該法人の漁業に係る売上高が総売上高)の過半を占めている、又は漁業粗収益が200万円以上(法人にあっては1000万円以上)である漁業者
- (2) 貸付対象経費
 - ① 減収補てん費
 - ② 漁業経営の維持・継続に必要な経費
- (3) 貸付限度額
1,000万円
なお、原則として、減収補てん分を上限とするが、必要と認める場合はこの限りでない。
- (4) 貸付利率等
別表1(1)に定めるものとする。
- (5) 償還期限及び据置期間
償還期限10年(うち据置期間3年)以内とする。
- (6) 償還方法
元金均等年賦償還とする。

3 地震被害対策近代化資金及び地震被害対策施設資金の貸付条件

(1) 各資金に係る貸付けの条件は、次の要綱等の定めによるものとする。

① 地震被害対策近代化資金

熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱

② 地震被害対策施設資金

日本政策金融公庫の貸付基準

(2) 貸付利率等

別表1(2)に定めるものとする。

(3) 償還方法

元金均等年賦償還とする。

第6 利子補給の期間

- 1 地震被害対策セーフティネット資金及び地震被害対策緊急資金に係る利子補給期間は、貸付実行日から3年以内とする。
- 2 地震被害対策近代化資金及び地震被害対策施設資金に係る利子補給期間は、貸付実行日から5年以内とする。

第7 県の助成

- 1 県は、市町村が融資機関に対し本資金に係る利子補給金として、毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高(計算期間中の毎日の最高融資残高(延滞額を除く。))の総和を365日で除した額)に、別表1(1)及び別表1(2)に定める利子補給等率を乗じて算出した額を交付したときは、同表に定める補助率で算出した利子補給等補助金を予算の範囲内で、熊本県漁業制度資金利子補給費補助金交付要項の定めるところにより、当該市町村に交付するものとする。
- 2 前号の規定により県が市町村に助成する期間は、第6に定める利子補給の期間と同期間とする。

第8 借入手続等

1 地震被害対策緊急資金及び地震被害対策近代化資金

- (1) 借入希望者は、資金ごとに別表2に定める書類を融資機関の長に提出するものとする。なお、熊本県漁業信用基金協会の債務保証を希望する者は、当該協会の定める債務保証委託申込書を併せて提出するものとする。
- (2) 第4の1に規定する融資機関の長は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めるときは、平成28年熊本地震被害対策資金利子補給承認申請書(別記第5号様式)に当該書類を添えて、市町村長に提出するものとする。
- (3) 市町村長は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めるときは、平成28年熊本地震被害対策資金補助対象事業承認申請書(別記第6号様式)に当該書類の写しを添えて、知事に提出するものとする。
- (4) 知事は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めるときは、平成28年熊本地震被害対策資金補助対象事業承認通知書(別記第7号様式)を市町村長に交付するものとする。
- (5) 市町村長は、前号の通知を受けたときは、平成28年熊本地震被害対策資金利子補給承認通

知書（別記第8号様式）を融資機関の長に交付するものとする。なお、地震被害対策緊急資金の場合は、平成28年熊本地震被害対策緊急資金事業計画承認通知書（別記第9号様式）を融資機関の長を経由して借入希望者に交付するものとする。

- (6) 融資機関の長は、本資金の貸付けを行ったときは、速やかに平成28年熊本地震被害対策資金貸付実行報告書（別記第10号様式）を、市町村長を経由して知事に提出するものとする。
- (7) 融資機関の長は、利子補給期間内に対象資金に係る特例償還等を行った場合は、速やかに平成28年熊本地震被害対策資金特例償還等報告書（別記第11号様式）を市町村長を経由して知事に提出するものとする。

2 地震被害対策セーフティネット資金及び地震被害対策施設資金

- (1) 借入希望者は、資金ごとに別表2に定める書類を融資機関の長に提出するものとする。
- (2) 借入希望者は、融資機関から融資決定を受けたのち、平成28年熊本地震被害対策資金利子助成承認申請書（別記第5-2号様式）に農林漁業被害程度等証明書（別記第3号様式）及び融資決定通知書等の写しを添えて、市町村長に提出するものとする。
- (3) 市町村長は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めたときは、平成28年熊本地震被害対策資金補助対象事業承認申請書（別記第6号様式）に当該書類の写しを添えて、知事に提出するものとする。
- (4) 知事は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めたときは、平成28年熊本地震被害対策資金補助対象事業承認通知書（別記第7号様式）を市町村長に交付するものとする。
- (5) 市町村長は、前号の通知を受けたときは、速やかに借入希望者に平成28年熊本地震被害対策資金利子助成承認通知書（別記第8-2号様式）を交付するものとする。
- (6) 利子助成承認を受けた者は、助成対象資金の貸付けの実行を受けたときは、平成28年熊本地震被害対策資金貸付実行報告書（別記第10-2号様式）を市町村長を経由して知事に速やかに提出するものとする。
- (7) 利子助成承認を受けた者は、利子助成期間内に対象資金に係る特例償還等を行った場合は、速やかに平成28年熊本地震被害対策資金特例償還等報告書（別記第11-2号様式）を市町村長を経由して知事に提出するものとする。

第9 資金の貸付期間等

本資金に係る市町村の利子補給等承認及び県の補助対象事業承認は、原則として平成30年3月30日までに行うものとし、貸付実行は平成30年9月28日までに行うものとする。

第10 他規程との調整

地震被害対策近代化資金に係る融資の審査等の手続は、熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定によらず、本要項に定めるところによる。

第11 その他

この要項に定めるもののほか、平成28年熊本地震被害対策資金の融通に必要な事項は、農林漁業セーフティネット資金実施要綱、熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱及び日本政策金融公庫の貸付基準の定めによるものとする。

附 則

この要項は平成28年4月28日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

別表1(1)

平成28年熊本地震被害対策資金の貸付利率等

資金種類	利子補給前 貸付利率 (A)	減収による損失額が平成28年度漁業収入の30%以上かつ 減収による損失額が平成28年度農林漁業収入の10%以上50%未満				減収による損失額が平成28年度漁業収入の30%以上かつ 減収による損失額が平成28年度農林漁業収入の50%以上				
		利子補給等率 (B)	市町村利子補給等率	うち県補助率	融資機関 利子補給率	貸付利率	市町村利子補給等率 (C)	うち県補助率	融資機関 利子補給率	貸付利率
地震被害対策 セーフティネット資金	日本公庫が定める農林漁業 セーフティネット資金の貸付 利率	(A)欄の利率の1 /2の率	(B)欄の率と同じ 率	(B)欄の率の1/2 以内	-	(A)欄の1/2の利 率	(A)欄の利率と同 じ率	(C)欄の率の1/2 以内	-	0.0%
地震被害対策緊急資金	漁業近代化資金(漁業近代 化資金融通法(昭和44年法 律第52号)第2条第3項に規 定する漁業近代化資金)の基 準金利と同じ利率	(A)欄の利率から 日本公庫が定める 農林漁業セーフ ティネット資金の貸 付利率の1/2の 率を控除した率	(B)欄の率の7/1 0の率	(B)欄の率の1/2 以内	(B)欄の率の3/1 00の率	日本公庫が定める 農林漁業セーフ ティネット資金の貸 付利率の1/2の 利率	(A)欄の利率と同 じ率	(C)欄の率の1/2 以内	(C)欄の率の3/1 00の率	0.0%

平成28年熊本地震被害対策資金の貸付利率等

資金種類	利子補給前 貸付利率 (A)	漁業生産施設等が漁業生産に支障を来す程度の被害を受けていること				減収量が平年収量の30%以上でかつ 減収による損失額が平年農林漁業収入の50%以上				
		利子補給等率 (B)	市町村利子補給等率 うち県補助率	融資機関 利子補給率	貸付利率	利子補給等率 (C)	市町村利子補給等率 うち県補助率	融資機関 利子補給率	貸付利率	
地震被害対策近代化資金	漁業近代化資金融通要綱 (平成17年4月1日16水漁第 2705号農林水産事務次官政 命通知)第2に基づき、国から 貸付利率として示された利率	(A)欄の利率の1 /2の率	(B)欄の率の7/1 0の率	(B)欄の率の1/2 以内	(A)欄の1/2の利 率	(A)欄の利率と同 じ率	(C)欄の率の1/2 以内	(C)欄の率の3/1 0の率	(C)欄の率の3/1 0の率	0.0%
地震被害対策施設資金	日本公庫が定める農林漁業 施設資金の貸付利率	(A)欄の利率の1 /2の率	(B)欄の率と同じ 率	(B)欄の率の1/2 以内	(A)欄の1/2の利 率	(A)欄の利率と同 じ率	(C)欄の率の1/2 以内	(C)欄の率と同じ 率	-	0.0%

借入希望者の融資機関に対する提出書類一覧

①地震被害対策セーフティネット資金	②地震被害対策緊急資金	③地震被害対策近代化資金	④地震被害対策施設資金
借入申込書 経営安定計画書	借入申込書 平成28年熊本地震被害対策緊急資金事業計画承認申請書(別記第4号様式)	熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱で定める借入申込書	借入申込書
農林漁業被害程度等証明書(別記第3号様式)	農林漁業被害程度等証明書(別記第3号様式)	農林漁業被害程度等証明書(別記第3号様式)	農林漁業被害程度等証明書(別記第3号様式)
利子助成承認申請書(別記第5-2号様式) (提出先:市町村)	-	-	利子助成承認申請書(別記第5-2号様式) (提出先:市町村)
-	※熊本県漁業信用基金協会の債務保証を希望する者 債務保証委託申込書	※熊本県漁業信用基金協会の債務保証を希望する者 債務保証委託申込書	-

※その他融資機関が必要と認める書面

別記第1号様式

平成28年熊本地震被害対策漁業資金・融資機関指定申請書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

融資機関 住所
代表者名 印

平成28年熊本地震被害対策漁業資金融通措置要項第4の1の(3)の規定に基づき、平成28年熊本地震被害対策漁業資金の取扱い融資機関としての指定を受けたく申請します。

取扱資金名 :

別記第2号様式

平成28年熊本地震被害対策漁業資金・融資機関指定通知書

平成 年 月 日
番 号

様

熊本県知事

印

平成28年熊本地震被害対策漁業資金融通措置要項第4の1の(3)の規定に基づき、平成28年熊本地震被害対策漁業資金の取扱い融資機関に指定しましたので通知します。

取扱資金名 :

農林漁業被害程度等証明書

住 所
氏 名

印

1 減収量及び損失額

災 害 の 種類・時期						
ア 産 物 減 収	被害産物等名	作付面積等 (被害面積等)	平年収穫量等 ①	本年収穫量等 ②	減収量等 ③ (=①-②)	減収量率 (=③/①)
		()				%
		()				%
		()				%
イ 農 林 漁 業 収 入 減	平年農業収入 ④	本年農業収入 ⑤	損失額(=減収補てん額) ⑥ (=④-⑤)		損失額率 (=⑥/④)	

2 生産施設被害等

施設・機械等	構造等	面積等	被害面積等	被害規模・内容等
施設の被害が農林漁業生産に与える程度 及び本災害対策として実施する必要性				

上記の記載のうち、災害による被害等（減収量、損失額及び生産施設被害）については、事実と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

市町村長

印

別記第4号様式（個人用）

平成28年熊本地震被害対策資金事業計画承認申請書
（地震被害対策緊急資金）

平成 年 月 日

市町村長 様

住所
氏名

印

下記のとおり、平成28年熊本地震被害対策資金に係る事業計画を承認くださるよう申請します。

記

資金借入計画及び償還計画

1 資金必要額

資金必要額	千円
-------	----

2 労働力の現況

家族労働力	年間150日以上の従事者	名	雇用労働力	常時従事の雇用者	名
	年間150日未満の従事者	名		パート・アルバイト	名

3 生産の状況

漁船漁業					その他漁業	
漁船名	漁業種類	船質	トン数	進水年月	漁業種類	施設数・規模・能力等
			t t t t t	年 月 年 月 年 月 年 月		

4 漁家経済の内容

(単位：千円)

【収支の状況】			【経営安定のための具体的取組み】
	通常年 (平成 年)	直近	(記載内容) 粗収益や所得の増加、支出の削減の見込み額等を記入してください。
漁業粗収益 ①			
その他収入 ②			
計(収入) ③=①+②	0	0	
漁業支出 ④			
うち減価償却費			
その他支出 ⑤			
租税公課諸負担 ⑥			
家計費(家族名) ⑦			
計(支出) ⑧=④~⑦	0	0	
収支 ⑨=③-⑧	0	0	

注： 過去3年分の青色申告書、白色申告書、貸借対照表、損益計算書、所得(損失)計算明細書を添付してください。

5 既往借入金の状況

(単位：千円)

区分	資金名	借入年月	当初借入額	借入残高	年償還額	利率	償還期限
日本政策金融 公庫資金						%	
						%	
						%	
漁業近代化 資金						%	
						%	
						%	
その他制度 資金						%	
						%	
						%	
その他借入金						%	
						%	
						%	
						%	
合計			0	0	0		

6 具体的な資金必要額の説明

注： 資金が必要な理由及び必要額を具体的に記入してください。

平成28年熊本地震被害対策資金事業計画承認申請書
（地震被害対策緊急資金）

平成 年 月 日

市町村長 様

住 所
氏 名 印

下記のとおり、平成28年熊本地震被害対策資金に係る事業計画を承認くださるよう申請します。

記

資金借入計画及び償還計画

1 資金必要額

資金必要額	千円
-------	----

2 法人・団体の概要

設立年月日	年 月 日	出資金	千円			
業務の内容	主たる業務の内容（漁業種類を具体的に記入する。）					
構 成 員	氏名	年齢	役職・担当	法人等の事業に 従事する日数	出資口数	備考
		歳		日		
		歳		日		
		歳		日		
		歳		日		
		歳		日		
		歳		日		
	合 計			0		

注： 添付書類として、過去3期分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を添付すること。

3 雇用労働力の現況

常時従事の雇用者	名	パート・アルバイト	名
----------	---	-----------	---

4 生産の状況

漁船漁業					その他漁業	
漁船名	漁業種類	船質	トン数	進水年月	漁業種類	施設数・規模・能力等
			t	年 月		
			t	年 月		
			t	年 月		
			t	年 月		

5 法人・団体の経営内容

(単位：千円)

【収支の状況】			【経営安定のための具体的取り組み】
	通常年 (平成 年)	直近	
漁業売上 ①			(記載内容) 粗収益や所得の増加、支出の削減の見込み額等を記入してください。
その他売上 ②			
計(売上) ③=①+②	0	0	
漁業支出 ④			
うち減価償却費			
その他支出 ⑤			
法人税等諸負担 ⑥			
計(支出) ⑦=④~⑥	0	0	
収支 ⑧=③-⑦	0	0	

6 既往借入金の状況

(単位：千円)

区分	資金名	借入年月	当初借入額	借入残高	年償還額	利率	償還期限
日本政策金融 公庫資金						%	
						%	
						%	
漁業近代化 資金						%	
						%	
						%	
その他制度 資金						%	
						%	
						%	
その他借入金						%	
						%	
						%	
						%	
合計			0	0	0		

7 具体的な資金必要額の説明

注： 資金が必要な理由及び必要額を具体的に記入してください。

別記第5号様式

平成28年熊本地震被害対策資金利子補給承認申請書
(資金名：)

平成 年 月 日

市町村長 様

融資機関の長 印

平成28年熊本地震被害対策漁業資金融通措置要項の規定により利子補給を承認されるよう下記のとおり申請します。

記

借入者名	貸付額 (千円)	利子補給前 貸付利率 (%)	市町村 利子補給率 (%)	融資機関 利子補給率 (%)	利子補給後 貸付利率 (%)
計					

別記第5-2号様式

平成28年熊本地震被害対策漁業利子助成承認申請書
(資金名：)

平成 年 月 日

市町村長 様

(申請者) 住所
氏名 印

下記のとおり、平成28年熊本地震被害対策漁業資金に係る利子助成を受けたいので平成28年熊本地震被害対策漁業資金融通措置要項の規定に基づき申請します。

記

資金用途	借入希望額 千円	利子助成 前貸付利 率	利子助成 率	利子助成 後貸付利 率	償 還 期 間	据 置 期 間	償 還 回 数	償還方法
		%	%	%	年	年		元金均等

※添付書類

- ・農林漁業被害程度証明書の写し
- ・融資決定通知書等、関係書類の写し

個人情報 の 取 扱 い に 関 す る 同 意 書

関係機関への関係書類の共有について、次の範囲内で同意します。

- ① 頂いた情報は、法令に定める場合を除き、次により同意頂いた機関以外と共有されることはありません。
- ② 関係機関と共有する情報の内容は、利子助成承認申請書、利子助成金交付申請書及びこれらの添付書類のうち、次により同意頂いたもののみとします。
- ③ 頂いた情報の管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守します。
- ④ 利用目的は、関係機関による融資審査、事後管理及び経営能力向上のための指導です。(農林水産省から制度資金運営に関する調査のための情報提供の要請があった場合には、氏名・法人名、既往借入金融機関名、取引先名等の個人が特定される事項及びそのおそれのある事項を除き要請に応じることがあります。)

次のいずれかの□に✓を入れて下さい。

1. 共有先として同意する関係機関

全ての関係機関と共有することに同意します。

下記の関係機関と共有することに同意します。

(同意する機関の□に✓を入れて下さい。)

(行政機関等)

※熊本県

※市町村

(※融資機関・保証機関)

日本政策金融公庫

漁業協同組合

農林中央金庫

_____ 銀行

_____ 信用金庫

_____ 信用協同組合

漁業信用基金協会

(その他)

()

※ 借入れしようとする融資機関及び利子補給を行っている県、市町村(保証を希望する場合にあっては保証機関)への情報の共有に同意頂けませんと融資、利子補給等の申請に必要な書類が揃わないこととなります。

2. 共有に同意する情報の種類

関係書類の情報の全てについて、1の※印の関係機関(融資機関にあっては借入れしようとする機関に限る。)と共有することに同意します。

下記の情報について、その他の関係機関と共有することに同意します。

(同意する書類の□に✓を入れて下さい。)

利子助成承認申請書(□添付書類)

利子助成金交付申請書(□添付書類)

上記のとおり、確認しました。

年 月 日

住所・所在地

署名又は記名・押印

別記第 6 号様式

平成 2 8 年熊本地震被害対策資金補助対象事業承認申請書
(資金名 :)

平成 年 月 日

熊本県知事 様

市町村長 印

平成 2 8 年熊本地震被害対策漁業資金融通措置要項の規定により補助対象事業として承認されるよう申請します。

借入者氏名	融資機関	借入金額 (千円)	本体資金 貸付利率 (%)	市町村 補給(助 成)率 (%)	県補 助率 (%)	融資機 関補給 (助成) 率(%)	貸付 利率 (%)
計							

別記第7号様式

平成28年熊本地震被害対策資金利子助成承認通知書
(資金名：)

平成 年 月 日

様

市町村長

印

さきに申請があった、平成28年熊本地震被害対策資金に係る利子助成について承認しましたので通知します。

別記第 8 号様式

平成 2 8 年熊本地震被害対策資金利子補給承認通知書
(資金名 :)

平成 年 月 日

融資機関の長 様

市町村長

印

さきに申請があった、下記の者に係る平成 2 8 年熊本地震被害対策資金の利子補給について承認しましたので通知します。

記

借入者名	貸付額 (千円)	利子補給前 貸付利率 (%)	市町村 利子補給率 (%)	融資機関 利子補給率 (%)	利子補給後貸 付利率 (%)
計					

別記第8-2号様式

平成28年熊本地震被害対策資金利子助成承認通知書
(資金名：)

平成 年 月 日

様

市町村長

印

さきに申請があった、平成28年熊本地震被害対策資金に係る利子助成について承認しましたので通知します。

別記第9号様式

平成28年熊本地震被害対策資金緊急事業計画承認通知書

平成 年 月 日

様

市町村長

印

さきに申請があった、平成28年熊本地震被害対策緊急資金に係る事業計画について承認しましたので通知します。

平成28年熊本地震被害対策資金貸付実行報告書
(資金名:)

年 月 日
第 号

熊本県知事 様

住所
融資機関名
代表者名

印

平成28年熊本地震被害対策資金を下記のとおり貸し付けたので報告します。

番号	借入者氏名	承認額 (千円)	貸付実行日	貸付実行額 (千円)	第1回 償還日	第1回 償還額 (千円)	第2回以降 償還額 (千円)	回数	市町村 利子補給率 (%)	左のうち 県補助率 (%)	貸付利率 (%)	債務 保証	直貸 転貸	備考

市町村名

別記第10-2号様式

平成28年熊本地震被害対策資金貸付実行報告書
(資金名：)

年 月 日

熊本県知事 様

(申請者)住 所

氏 名 印

助成対象資金の貸付実行を受けましたので、平成28年熊本地震被害対策漁業資金融通措置要項第8の2の(6)の規定に基づき、関係書類の写しを添えて報告します。

融資機関名 (貸付決定番号)	貸付決定日	実行額 (千円)	実行日	備 考
()				

(添付書類)

- 1 借用証書の写し
- 2 償還予定表の写し

(注) 資金交付日が、実行日と異なる場合は、資金交付日を備考欄に記入すること。

別記第11号様式

平成28年熊本地震被害対策資金特例償還等報告書
(資金名：)

年 月 日

熊本県知事 様

融資機関長

平成28年熊本地震被害対策漁業資金融通措置要項第8の1の(7)の規定に基づき、助成対象資金の貸付内容に変更がありましたので報告します。

承認番号	貸付実行額 (円)	特例償還等			経営中止・期限の利益の喪失等		その他の修正事項		
		繰上・早期の別の別	償還年月日	償還額 (円)	中止・喪失の別の別	経営中止・期限の利益の喪失年月日	残高状況等 (円)	修正前	修正後

(添付資料)
変更後の償還予定表の写し

別記第11-2号様式

平成28年地震被害対策資金特例償還等報告書
(資金名)

年 月 日

熊本県知事 様

(申請者)住 所

氏 名 印

平成28年地震被害対策漁業資金融通措置要項第8の2の(7)の規定に基づき、助成対象資金の貸付内容に変更がありましたので報告します。

承認番号	貸付実行額 (円)	特 例 償 還 等			経営中止・期限の利益の喪失等		その他の修正事項		
		繰上・早期 の別	償還年月日	償 還 額 (円)	中止・喪失 の別	経営中止・期限の 利益の喪失年月日	残高状況等 (円)	修 正 前	修 正 後

(添付資料)
変更後の償還予定表の写し